

携帯電話充電器オーナー商法について

弁護士（大阪） 加納 雄二

経済産業省は、2008年11月14日、連鎖販売業者である(株)MMS及び(株)ワールドビジョン（両社とも大阪市）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、2008年11月15日から、MMSに対しては9か月間、ワールドビジョンに対しては3か月間、連鎖販売業務の一部を停止するよう命じました。業務は「ハッピーチャージャー」及び「モバピット」と称する携帯電話等用の充電器の連鎖販売業とされています。以前、ホテル等でセミナーがあり、この充電器を1台54万円で購入させるそうで、その内4万円は紹介者の収入になるとのこと。これがマルチと認定されたようです。この充電器は、写真のような、ギンギラギンの、電話機のような形をした携帯電話充電器です。私の事務所から現在の本社所在地が500m程度のところにあることもあってか、近所にはうじゃうじゃあります。そうそう編集責任者殿の入居しているビルの並びのビルです。編集長氏のところもギンギラギンになったりして……。

問題点を指摘すると。

そもそも会社名が機械に書いてない。勿論所有者名もない。会社のホームページを見ても、設置台数も書かれていない。この商法、利益が上げれば、配当をする（予定、されたことは無い模様）そうだが、個々の所有者で配当が大きく異なってくるはず。そこで利益を一様に宣伝すること自体おかしいし、個別に配当をすれば大変な手間、これは以前の和牛商法でも同様の疑問があった。実質は企業、事業に対する投資であろう。最近違法勧誘で損失を被ったとのことで提訴された「緑のオーナー」制度でも、対象物は国有林であっても、出資の対象は木そのものではなく、事業に対する「一口50万円」の出資です。

それにこのギンギラギン、使っているのを見た

事はない。10分間100円とのことだが、私は試しに使ってみたが、10分くらいでは殆ど充電効果は無いと思われる。たまたま困った時に目の前にあったら助かるかも知れないが。実際、充電に困ったら、携帯ショップでタダでやってくれるし、100円ショップではパソコンのUSBで充電するコードとか、電池式の充電器も売っている。

こんなのが商売として成り立つとは思えない。詐欺商法によくありがちの、資金集めの口実にすぎないのでしょうか。ま、これ以上のことは、以下のページをご覧ください。http://iwananome.blog68.fc2.com/blog-entry-48.html

なお、この件は、被害申告が経産省等にたくさんあったので冒頭記載の処分に至ったようですが、弁護士会等には相談はないようですね。京都で提訴があったようですが、詳細は未確認です。金額も多くないことですし、多くの被害者が泣き寝入りをしているということでしょう。

セミナー等での勧誘はとても巧みにマインドコントロールしているようです。騙すほうが悪いにしても、少し考えればおかしいと判っていただけると思うのですが。

この会社は、もう勧誘行為はやっていないようですが、野ざらしになっているギンギラギンはどうなるのでしょうか。悪質商法世界遺産にも登録したらどうかしら（冗談）。

